

配偶者の就労について

○ 現行制度

外国人労働者の配偶者として滞在可能な在留資格と活動内容

「家族滞在」

【制度趣旨】・・・一定の在留資格をもって本邦に在留する外国人の扶養家族を受け入れるために設けられたもの。

【一定の在留資格とは】

・・・一部の就労資格(ex.「投資・経営」、「研究」、「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」など)及び非就労資格である「文化活動」、「留学」。

【行うことができる活動】

・・・配偶者として行う「日常的な活動」・・・家事に従事する活動等、家族共同体の構成員としての地位に基づき通常行われる活動。

①「日常的な活動」には、教育機関において教育を受ける活動等も含まれるが、収入を伴う事業を運営する活動や、報酬を受ける活動は含まれない。

②配偶者には、内縁の者は含まれない。

【滞在期間】

・・・原則として、本人の滞在期間の範囲に合わせて付与され、本人の滞在期間を超えない(付随的性質)。

「特定活動(特定研究活動者等)」(の配偶者)

(同じく特定活動となる。平成19年3月～)

・・・行うことができる活動は、「家族滞在」と同様の配偶者として行う「日常的な活動」。

配偶者の就労についての現行の取扱い

- ① 資格外活動許可を得て、週28時間まで就労可能。
 - ・・・就労可能な範囲について制限無く就労が可能(事業所及び職種の特定なし(風俗等は不可))。
- ② 一般の外国人労働者と同様、専門的・技術的分野の就労可能な在留資格を取得すれば、就労が可能(※)
- ③ 高度外国人材本人が永住権を取得し、配偶者の在留資格が「永住者の配偶者等」となった場合には、就労可能な範囲・就労時間について制限無く就労が可能。

※就労可能な専門的・技術的分野の在留資格の例と主な要件

「人文知識・国際業務」	・人文科学分野については、関連する分野の専門士・学士又は10年以上の実務経験 ・国際業務分野については、関連する分野の学士又は3年以上の実務経験 +日本人が従事する場合に受ける報酬との同等報酬要件
-------------	--

「技術」	・当該分野につき、関連する専門士・学士若しくは10年以上の実務経験 ・又は法務大臣が認める一定の情報処理技術試験に合格 +日本人が従事する場合に受ける報酬との同等報酬要件
------	---

配偶者の就労についてどのように考えるか。

☆前提となる論点

現行上、どの在留資格にも認められていない外国人労働者の配偶者の就労について、ポイント制による高度人材の配偶者のみに特例的に就労を認める論拠は何か。

○ 一定の条件を付して認めるという考え方

【就労分野について】

現行の専門的・技術的分野内の業務とするか。

【許可の範囲について】

範囲を指定しない包括許可とするか、それとも事業所を特定した個別許可とするか。

【報酬要件について】

当該職場における同等報酬要件を満たすことを求めるか。

【観察期間制度の採否について】

入国後、一定期間(1年など)が経過するまではフルタイム就労を認めないか。

諸外国の例:ドイツでは少なくとも2年間ドイツ国内で問題無く過ごすことを要求

【本人との関係について】

同居関係にあるか(別居した場合、それは本人の配偶者としての滞在という本来の活動とはいいにくいのではないか。)

○ 認めないという考え方